

October 26, 2021

横浜国立大学障がい学生支援マニュアル

障がい学生支援室

目次

- はじめに (2)
- ChapterI
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下:障害者差別解消法)」について … (3)
 - 1. 「障害者差別解消法」に関する障がい者の定義
 - 2. 「障がいと社会的障壁」
 - 3. 「障がいの種類」
 - 4. 対象範囲と対象者
 - 5. 不当な差別的扱いの禁止
 - 6. 合理的配慮の提供
 - 7. 本学における支援の流れ
- ChapterII 「身体障がい」について (9)
 - 1. 視覚障がい
 - 2. 聴覚障がい
 - 3. 肢体不自由
 - 4. 身体障がいに関する合理的配慮
- ChapterIII 「精神障がい」について (16)
 - 1. 統合失調症
 - 2. 気分障がい(うつ病)
 - 3. その他の精神障がい
 - 4. 精神障がいに関する合理的配慮
- ChapterIV 「発達障がい」について (20)
 - 1. 発達障がいの概略図
 - 2. 自閉症スペクトラム障がい(Autism Spectrum Disorder: ASD)
 - 3. 注意欠陥多動性障がい(Attention-deficit hyperactivity disorder:ADHD)
 - 4. 限局性学習障がい(Specific Learning Disorder:SLD)
 - 5. 発達障がいに関する合理的配慮
- トラブルに強い組織づくり (23)
- 支援決定までの流れ (24)
- 参考資料 (25)

はじめに

本学は、「実践性」「先進性」「開放性」「国際性」の基本理念のもと、障害者基本法の理念及び教育基本法（平成18年法律第120号）の教育の機会均等の理念にのっとり、全ての学生、児童及び生徒が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら学びある大学を実現を目指しています。

そのため障がいがある学生等（以下、「障がい学生等」）の自立及び社会参加を支援するため、個々の障がい学生等と、どのような困難があり、どのような支援が求められているかについて建設的な対話を行い、支援方針を検討しています。そして、障がい学生等がその障がいの状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じるものとする「横浜国立大学障がい学生等の教育支援に関する基本方針」に基づき、障がい支援室、障がい学生が所属する学部・大学院の障がい学生相談教職員、関係部署等で組織される障がい学生支援室調整会議において支援内容等を検討・決定し、関係部署等が連携して支援を行う障がい学生支援体制を整えています。

本稿は、障がいの種類を概観し、その特徴や支援の方法、授業内での資料等の提示における注意点などをまとめました。障がい学生等への支援の一助になれば幸いです。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下：障害者差別解消法）」について

1. 「障害者差別解消法」に関する障がい者の定義

「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされており、必ずしも障がい者手帳などを取得している方だけを対象としているわけではありません。

2. 「障がいと社会的障壁」

障害者差別解消法は、個人の障がいの有無だけではなく、環境の側の「社会的障壁」の有無に注目しています。①の図は、背の高さの違いがその人の特徴を、つまり障がいの状態を表しています。また石でできた壁が社会的障壁と言えます。②の図は、台を置きみんなが同じように野球の試合を見れるように配慮した状態です。一方、③は、社会的障壁であった石でできた壁をフェンスに変え、社会的障壁を取り除いています。本学が目指すところは、②や③の図の状態、もしくはその双方の状態を目指しています。

①配慮のない状態



②公平な状態



③社会的障壁を除いた場合

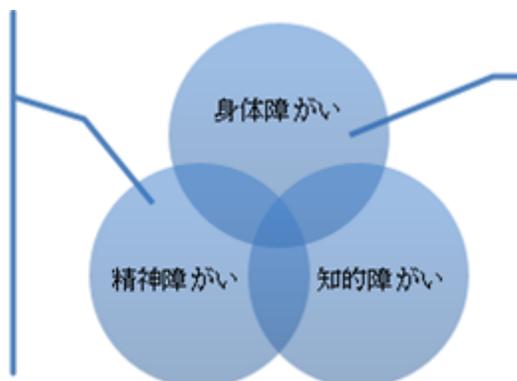


株式会社 [Kaizen](#) TEENS ホームページより引用

3. 「障がいの種類」

障がいは、大きく分けると3つの障がいに分類することができます。本学では特に入学の多い、身体障がいと精神障がいについて概観していきます。

1. 統合失調症
2. 躁うつ病
3. 非定型精神病
4. てんかん
5. 中毒精神病
6. 器質性精神病
7. 発達障がい
8. その他 etc



1. 視覚障がい
2. 聴覚障がい
3. 音声・言語障がい
4. 肢体不自由
5. 内臓等の内部障がい
- etc

4. 対象範囲と対象者

「本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする」

「具体例」

範囲：講義、学内外実習、スクーリング、研究指導、施設設備利用、学校行事、学生サービスなど

対象者：学部学生、大学院生、科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生、シンポジウム等への参加者、教職員など

5. 不当な差別的扱いの禁止

障がい者に対して正当な理由なく、障がいを理由に財・サービスや各種機会の提供を拒否・制限してはならない。

「具体例」

- 障がいがあることを理由に受験を拒否すること
- 障がいがあることを理由に入学を拒否すること
- 障がいがあることを理由に授業受講を拒否すること
- 障がいがあることを理由に研究指導を拒否すること
- 障がいがあることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 障がいがあることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること
- 障がいがあることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること
- 障がいがあることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒否すること
- 障がいがあることを理由に学生寮への入居を拒否すること
- 障がいがあることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障がいのある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること
- 本学の業務遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいがあることを理由に、来学の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けること。

(国立大学法人横浜国立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則における留意事項より)

6. 合理的配慮の提供

障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、(中略)社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

「具体例」

(物理的環境への配慮)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- 障がい特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- 易疲労状態の障がい者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内等に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること
- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりすること
- 災害時の警報音等が聞こえにくい障がい者に対し、災害時に教職員が直接災害を知らせること

(意思疎通の配慮)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、筆談、要約筆記、読み上げなど必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること

- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報（聞くことで内容が理解できる説明・資料や拡大コピー又は拡大文字等を用いた資料等）や聞こえにくさに応じた視覚的な情報を提供すること
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- 障がいのある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること
- 附属学校において意思疎通が困難な児童及び生徒に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意志を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること

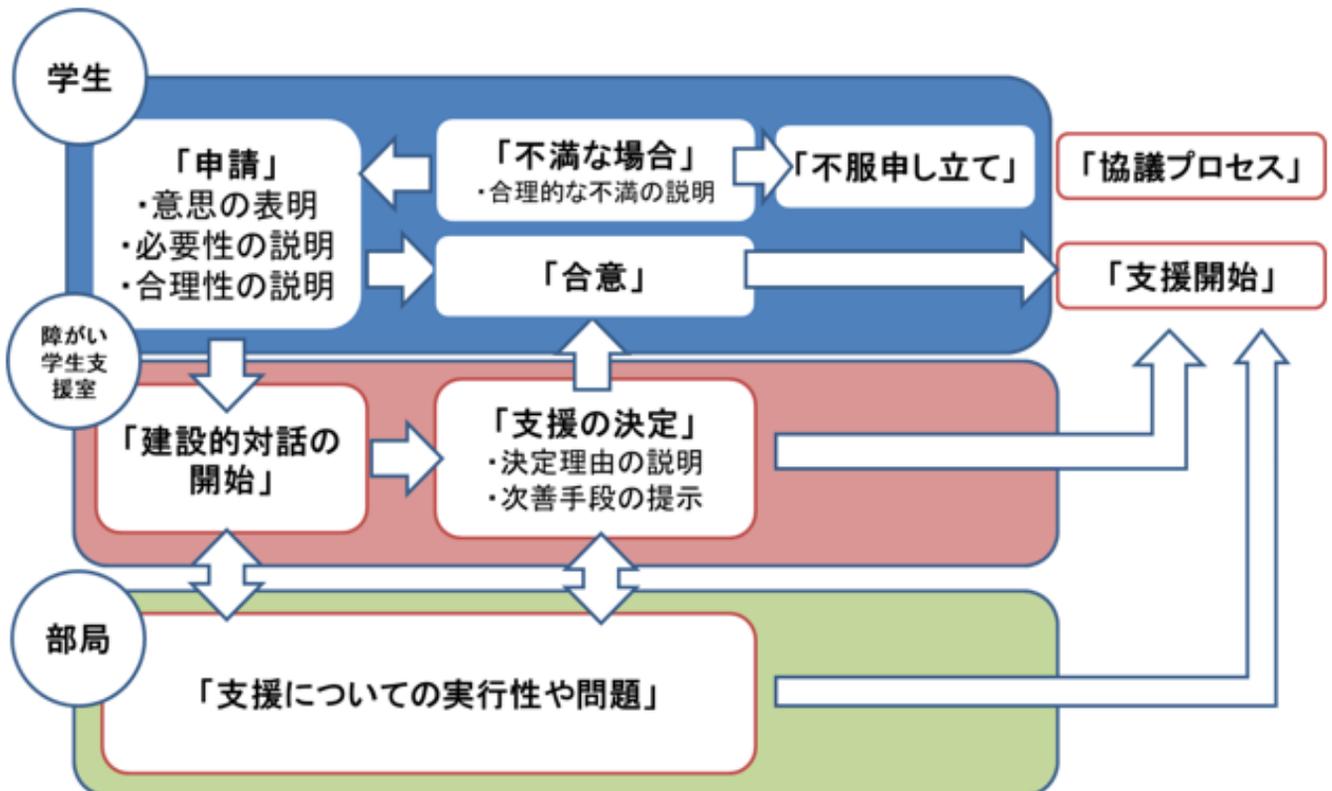
(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障がい特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること

- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障がい者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備すること
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- 教育実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- 障がいのある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- 実験、フィールドワーク調査などでグループワークができない障がい者、実験の手順や試薬を混同し、作業が危険な障がい者に対し、個別の実験時間や実習課題の設定、個別のティーチングアシスタントを付けること
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- 見え、読み、書き等に困難のある学生等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器の使用を許可したり、筆記に代えて口頭試験による学修評価を行ったりすること
- 図書館入館時にICカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認めること
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障がい者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障がいによる制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと

- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- 視覚障がいや肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること
- 障がい者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意すること
- 発達障がい等のため、人前での発表が困難な障がい者に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので採点すること
- 附属学校において、読み、書き等に困難のある児童及び生徒のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器の使用を許可したり、筆記に代えて口頭試験による学修評価を行ったりすること
(国立大学法人横浜国立大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応規則における留意事項より)

7. 本学における支援の流れ



「身体障がい」について

1. 視覚障がい

全く見えない全盲の状態から、一定の視力はあるものの、日常生活には困難があるロービジョンの方、また見え方だけではなく、視野が極端に狭くなるなど、その状態は様々です。またいつ視覚に障がいがあるようになったかなどの時期の違いによっても、様相が異なってきます。先天的な視覚障がいのある方と、後天的に視覚障がいとなった方では、同程度の障がいであっても、感じる社会的障壁に差が生じてきます。

①歩行や移動:

視覚障害の方は、見えないあるいは見えにくいいため物の位置関係を把握するのが困難です。そのため白い杖(白杖)を使いながら移動をする人もいます。一方、よく行く場所や生活空間では、場所や方向、物の位置を覚えて生活をしています。そのため、必要な物は置く場所を決めると、視覚障がいの方が、ものを探しやすくなります。一方、いつも使う通路に、突然ものを置くと、それに躓いてしまい危険であったり、場合によっては、いつも置いてある場所から物がなくなると見つけられなくなったりしてしまいます。

②コミュニケーション:

声をかけるときなども、自分に声をかけられているのか、そしてそれが誰なのか分からない時があります。そのため、「こんにちは、山田さん。鈴木です」というような具合に、自分が誰で、話しかけていることを明確にすると、分かりやすくなります。また、「あっち」や「そっち」、「ここ」、「そこ」などの代名詞を多用すると、方向が分からなくなることが多くあります。例えば、「ドアを出て右へ10mほどいくと、左側に洗面所があります。」と言った具合に、具体的に伝えるとより分かりやすくなります。

③情報保障:

視覚障がいの方の全員が点字を使用するわけではありません。場合によっては、拡大した文字で文字を読むこともあります。また細い線で描かれた文字よりも、太い線(例えばサインペン)で描かれた方が、識別がしやすいです。また、「テキストデータ」であれば、多くの場合パソコンやタブレットの合成音声によって読上げることができます。そのため、テキストデータでの資料の提供は非常に重要になります。

次ページの表は、英国内務省がWebアクセシビリティの啓発に作成したポスターの翻訳です。どのような観点で、配慮や情報の提示を行えばいいかが、記載されています。ご参照ください。

1. 視覚障がい 表1

ロービジョン のためのデザイン



すること	しないこと
<p>良いコントラストと読みやすい文字サイズを使う</p> 	<p>低いコントラストと小さい文字サイズを使う</p> 
<p>すべての情報をウェブページ (HTML) で公開する</p> 	<p>ダウンロードの中に情報を埋没させる</p> 
<p>色、形、文字の組み合わせで意味を伝える</p> 	<p>色だけで意味を伝える</p> 
<p>順序立てた論理的なレイアウトにする (拡大表示したとき、文章は折り返して表示される)</p>  <p>200% 拡大</p>	<p>ページ全体にコンテンツを広げる (拡大表示したとき、横スクロールが必要)</p>  <p>200% 拡大</p>
<p>ボタンと通知は文脈にそって配置する</p> 	<p>文脈と分離した操作をさせる</p> 



This work is licensed under the Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License. To view a copy of this license, visit <http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/>.

英国内務省 (UK Home Office) が制作した、アクセシビリティの啓発ポスターを日本語訳したものです。原本は GitHub に公開されています。

<https://github.com/UKHomeOffice/InoCart/tree/master/accessibility/doc.html>

Thanks: A11Y Risk Team

1. 視覚障がい 表2

スクリーンリーダー 利用者のためのデザイン	
すること	しないこと
画像の説明、 動画の書き起こしを 提供する 	画像や動画だけで 情報を表示する 
順序立てた論理的な レイアウトにする 	ページ全体に コンテンツを バラバラに配置する 
HTML5を使って コンテンツを 構造化する <code><h1></code> <code><nav></code> <code><label></code>	文字サイズや 配置に頼って 構造化する 36pt, bold <code><h1></code> Header
キーボードだけで 使えるように構築する 	マウスや画面の 使用を強制する 
リンクや見出しは 説明的に書く お問い合わせ	リンクや見出しを 役立たずにする ここをクリック



This work is licensed under the Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License. To view a copy of this license, visit <http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/>.

英国内務省 (UK Home Office) が制作した、アクセシビリティの啓発ポスターを日本語訳したものです。原本は GitHub に公開されています。

<https://github.com/UKHomeOffice/posters/tree/master/accessibility/dos-donts>

thanks: A11Y Slack Team

2. 聴覚障がい

音が聞こえない、または聞こえにくい状態を聴覚障がいといいます。病気、事故などで生じる場合や、生まれつきの場合、加齢による場合などがあります。聴覚障がいにおいても、伝音性、感音性、それぞれのタイプの難聴、言語情報処理障がいなどによる障がい等、状態や程度は様々です。

①コミュニケーション:

手話や筆談、口話などによってコミュニケーションをとります。口話とは、相手の口の動きを読み取って言葉を理解する「読話」、自分でも声を出して言葉を伝える「口語」を組み合わせたコミュニケーションの方法です。人によっては、口の動きで多くの情報を得て、また、かなり明瞭な口語を使える方もいます。ただ、上手に口話ができるからと言って、十分に聞こえているわけではありません。また、マスクをつけていると、読話を行うことができません。さらに、早口や、その人の方に顔を向けずに話すと、やはり読話はしにくいようです。そのため、口話ができる人と話すときでも、その人に正対し、ゆっくりめに話すとコミュニケーションがスムーズに行えます。

②重要事項の伝達:

読話によって、コミュニケーションが成立しているように感じても、期日や範囲、固有名詞などは聞き違いなどがよく起こります。そのため、重要事項の伝達については、筆談やメールなどはっきりと残る形でやり取りすると、確実です。

③情報保障:

会議や授業、行政の窓口などでは、手話通訳や筆談、話者の言葉をパソコンなどの文字データで速記するパソコンテイク、ノートテイクなどが行われます。大学の授業においても、これらの各種テイクや支援用マイクシステムの装着、音声認識アプリの使用などによって情報保障が行われます。

次ページの表は、英国内務省がWebアクセシビリティの啓発に作成したポスターの翻訳です。どのような観点で、配慮や情報の提示を行えばいいかが、記載されています。ご参照ください。

2. 聴覚障がい 表

聴覚障害・難聴 のためのデザイン



すること

しないこと

やさしい言葉で
書く

Do this.

難しい言葉や
比喩表現を使う



字幕を使うか、
動画の書き起こし文を
提供する



音声や動画のみで
情報提供する



順序立てた論理的な
レイアウトにする



複雑なレイアウトや
メニューをつくる



小見出し、画像、動画で
コンテンツを分割する



長いかたまりの
コンテンツを読ませる



予約や手続きの際に
利用者が希望する
コミュニケーション支援を
利用できる



電話を唯一の
連絡手段にする



This work is licensed under the Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License. To view a copy of this license, visit <http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/>.

英国内務省（UK Home Office）が制作した、アクセシビリティの啓発ポスターを日本語訳したものです。原本は GitHub に公開されています。

<https://github.com/UKHomeOffice/posters/tree/master/accessibility/dos-donts>

thanks: A11YJ Slack Team

3. 肢体不自由

肢体不自由とは、四肢（上肢・下肢）、体幹（腹筋、背筋、胸筋、足の筋肉を含む胴体の部分）が病気や怪我で損なわれ、長期にわたり歩行や筆記などの日常生活動作に困難がともなう状態をいいます。障がいの部位や程度によってかなり個人差があり、杖等の装具を使い歩行できる状態から、日常動作の多くに介助を要する程度まで様々です。

①歩行や移動:

障がいの程度によって様々ですが、ちょっとした段差や坂道などが杖や車椅子の歩行では大きな障壁になることがあります。また、手がなかつたり、手に麻痺があつたりする場合は、筆記が困難であつたり、現金での支払いが困難になる場合もあります。

②施設面での課題:

ドアの形状、エレベーターボタンの高さ、トイレの作り、部屋の形状、掲示物の高さや文字の大きさなど、その方の状態によっては、障壁となってしまう場合があります。

4. 身体障がいに関する合理的配慮

・聴覚障がい: 音声に代わる形での情報の提供を行つたり、補助的な機器の貸し出しなどを行います。

ノートテイク、パソコンテイク、手話通訳、音声認識によるテキストデータでの提供、視聴覚教材の字幕挿入、逐語データの提供、補聴システムの貸与、外国語などのリスニングに関する配慮、話者の口元が見えるよう座席の配慮など。

・視覚障がい: 視覚情報に代わる形での情報適用を行つたり、補助的な機器の貸し出しなどを行います。

板書テイク（板書されたデータをテキスト化し、PC等の合成音声で読上げます）、教科書や教材のテキストデータでの提供、授業などの配布資料のテキストデータでの提供、移動の補助、対面朗読など。

・肢体不自由: 移動や資料整理などのサポートを行います。

移動ガイド、学内での買い物、食事、給水などの補助。

次ページの表は、英国内務省がWebアクセシビリティの啓発に作成したポスターの翻訳です。どのような観点で、配慮や情報の提示を行えばいいかが、記載されています。ご参照ください。

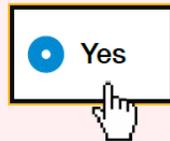
3. 肢体不自由 表

身体障害・運動障害 のためのデザイン

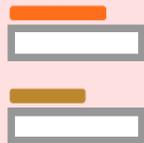


すること

クリック可能な
範囲を大きくする



操作対象の
あいだを空ける



キーボードや
音声だけで
使えるように設計する



携帯電話や
タッチスクリーンを
想定して設計する



ショートカットを
提供する

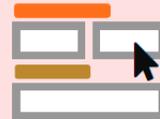


しないこと

精密さを要求する



操作対象を
近づけすぎる



マウスを
たくさん動かす
必要がある



短い時間制限を
もうける



タイピングや
スクロールで
利用者を疲れさせる



This work is licensed under the Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License. To view a copy of this license, visit <http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/>.

英国内務省 (UK Home Office) が制作した、アクセシビリティの啓発ポスターを日本語訳したものです。原本は GitHub に公開されています。

<https://github.com/UKHomeOffice/posters/tree/master/accessibility/dos-donts>

thanks: A11Y Slack Team

「精神障がい」について

1. 統合失調症

統合失調症は、双極性障がい（躁鬱病）、気分障がい（大うつ病性障がい）と並び、内因性精神病と呼ばれる疾患群に位置づけられます。ただ時期によって、その状態は大きく変化します。

統合失調症を特徴づけるのは、急性期症状といわれる、幻覚や幻聴、妄想などが生じてる状態です。ただ適切な医療的介入によって、急性期症状は通常緩和されます。

急性期を過ぎると、外的な刺激に敏感な面などがありますが、服薬や支援などを用いながら、状態をコントロールしていくことができます。

2. 気分障がい（うつ病）

「気分が落ち込んでいる」などと表現される症状を抑うつ気分といいます。抑うつ状態とは抑うつ気分が強い状態を指し、このような抑うつ状態が一定期間重症である時、うつ病となります。うつ病の背景要因は、身体因性、内因性、心因性に分類されます。

・身体因性：

認知症などの脳の器質的病変に伴うもの、甲状腺機能低下などの身体疾患に付随して生じるものなど。

・内因性：

双極性、単極性、退行性というものに分けられる。基本的に脳に起因し、うつ病といわれるものの中核的な疾患群。

・心因性：

本人の性格特性、家庭環境、現在の置かれている環境などによって生じる抑うつ状態です。誰にでも起こり得るものとしては、喪失に関する抑うつなど。また、ハラスメントや大学内での対人関係における心因性のうつの場合、対応には注意が必要でしょう。

・うつにおける日常的な困難：

うつ症状が強い場合、人間の生物学的な機能の低下が見られるようになります。食欲、睡眠、性欲、注意・集中機能、高次な判断や思考などがそれにあたります。抑うつの体験のない方には、想定が難しいかと思いますが、インフルエンザなどでかなり高熱を出しているような状態に近いかもしれません。また、ある方は、強い乗り物酔いや二日酔いの状態に近いと表現される方もいました。

このため、大学においても、睡眠障がいや強い抑うつ感による授業の出席の困難や遅刻、注意・集中力

の低下による課題の提出の困難などが生じる可能性があります。

3. その他の精神障がい

・不安障がい:

特定のものに強い恐怖を感じる恐怖症、社会的な場面（食事、雑談、発表など）で強い不安を感じる社交不安障がい、パニック発作（動悸、発汗、震え、吐き気、胸痛など）が生じたり、発作が生じないか不安になったりするパニック障がい、何らかの活動（仕事や学業）に強い不安を感じる全般性不安障がいなどを含む、概念になります。

・PTSDと適応障がい:

生命に関わるような強い外傷体験（災害や事故、手術や暴力など）の後生じることがあります。すでに過去の出来事なのに、今生じているように感じるフラッシュバック、いつも危険状態にいるような過覚醒、悲観、抑うつ感、周囲への攻撃性の高まりなどに特徴づけられます。また、生命に関わらなくても強い不快感や恐怖感を体験した場合に、その場面に適応できなくなることを適応障がいと言います。

例えば、いじめを受ける、強い叱責を受けるなどした後、学校、職場に行けなくなるような場合が挙げられます。

・摂食障がい:

過度に食事を制限したり、大量に食べた後、吐いて太らないようにしたりして、体重を減らそうとします。あまりに過剰な場合は、脳の萎縮、骨密度の低下など、身体にも重篤な影響を及ぼす場合があります。

・パーソナリティ障がい:

ものの捉え方や考え方や感情・衝動のコントロール、対人関係といった広い範囲のパーソナリティ機能の偏りから問題が生じるものです。特に問題が身近な対人関係で生じやすいのが特徴です。

例えば、恋人、友人、家族、教師—学生間など、感情的な交流の多い対人関係で生じやすく、トラブルが長引きやすくなる傾向があります。パーソナリティ障がいには、A群（奇妙で風変わりな特徴）、B群（感情的で移り気な特徴）、C群（不安で内向的な特徴）の3群に分けられ、この3群の下位概念として、各パーソナリティ障がいの診断基準が存在します。

・強迫性障がい:

強迫性障がいは、大きく2つに分けられます。一つ目は、頭の中で自分では“つまらないことだ”、“非現実的だ”とわかっている、そのことが頭から離れない強迫観念が挙げられます。例えば、「道端でからまれた

ときの対処」や「詐欺にあったときの対処」を延々と考え続けてしまうというようなことです。2つ目は、自分でもわかっていながら何度も同じことをくりかえしてしまう、強迫行為が挙げられます。例えば、外出時の戸締りの確認や火元の確認を、場合によっては何時間もしてしまったり、不潔に思えて長時間手を洗ったりすることが挙げられます。これらの強迫観念、強迫行動によって、日常生活に影響が生じる場合があります。特に、時間や期限などにおいて困難が生じる場合があります。

4. 精神障がいに関する合理的配慮

- ・座席の配慮
- ・休憩場所の確保
- ・定期的な面談, カウンセリング
- ・欠席時の授業内容などの情報保障
- ・課題提出期限などの一定程度の延長 など

次ページの表は、英国内務省がWebアクセシビリティの啓発に作成したポスターの翻訳です。どのような観点で、配慮や情報の提示を行えばいいかが、記載されています。ご参照ください。

精神障がい 表

不安状態 のためのデザイン



すること

操作を終えるのに
十分な時間がある



これから
何が起るかを説明する



重要な情報は明確に



操作を完了するために
必要なサポートを提供する



ユーザーが送信前に
入力内容を確認できる



しないこと

ユーザーを急がせたり、
必要のない
時間制限を設ける



次にすることや
時間制限で
利用者を混乱させる



操作の結果が
はっきりわからない



サポートやヘルプに
アクセスしづらい



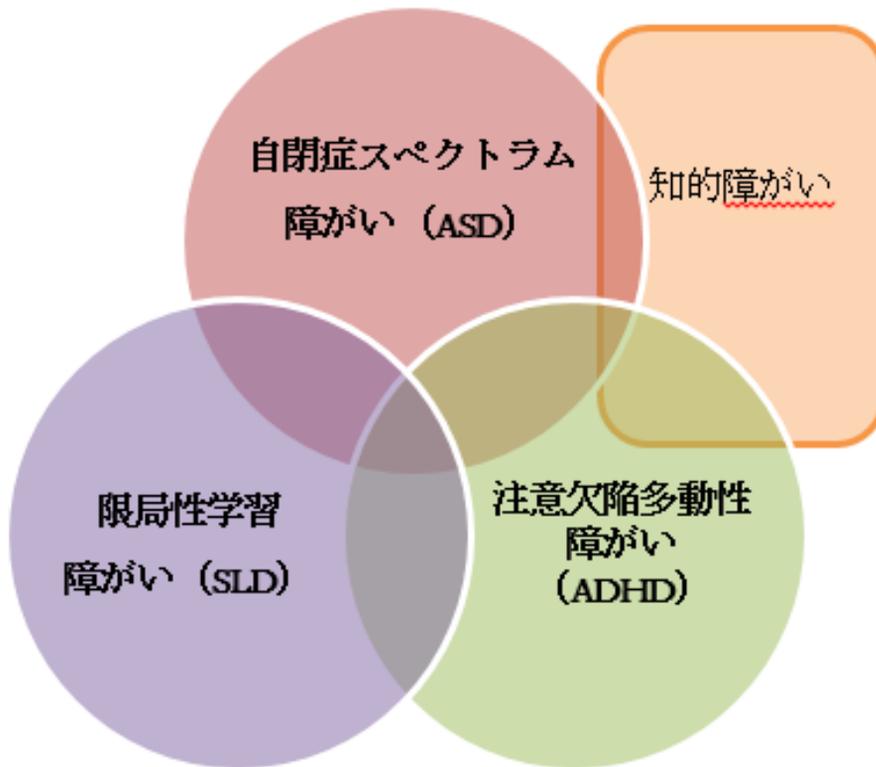
質問に回答した
ユーザーを放置しない



「発達障がい」について

1. 発達障がいの概略図

発達障がいは、主に自閉症スペクトラム障がい (Autism Spectrum Disorder: ASD)、注意欠陥多動性障がい (Attention-deficit hyperactivity disorder: ADHD)、限局性学習障がい (Specific Learning Disorder: SLD) の3つにわけられます。



また、それぞれの障がいは、重なりあう可能性があります。さらに、ASDとADHDに関しては、知的な発達の遅れを示す知的障がいと重なりあう可能性もあります。一方、SLDは、「知的障がいに伴わない」ことが前提になっていますので、知的障がいと重なりあうことはありません。これらの3つの概念を総称し、発達障がいと呼ばれることが多くあります。ただそれぞれ重なり合う可能性はあるものの、やはり異なった概念ですので、総称してしまうと目の前の個人の特性を十分理解できない場合があります。そのため、発達障がいという漠然とした概念ではなく、どの側面が強いのか、どのような特性に配慮が必要なのかを把握していく必要があると考えられます。

「発達障がい」について

2. 自閉症スペクトラム障がい (Autism Spectrum Disorder: ASD)

元々はカナーが提唱した疾患概念で、比較的昔から知られています。(カナーが紹介したのは1943年) 目を合わせない、母親の後追いをしない、友人を作れない、言葉の発達に遅れが見られるなどの特徴から、概念として定着するようになりました。近年では、カナーが紹介したような中核的な問題だけではなく、程度の差はあっても他者とのコミュニケーションに困難があったり、興味・関心・行動などに偏りが見られる方々が一定数いることが明らかになりました。このことからカナーが報告したような中核的な状態から、健常な状態までの間にスペクトラム(連続性)があると想定され、現在のような概念となりました。

日常的な場面で生じる課題は個人によって多様ですが、主に変化が苦手であったり、刺激に敏感であったり、曖昧さが苦手だったりします。

まず、変化については、突然の予定の変更、場所の変更、指示の変更や追加などで混乱することがあります。そのため、見通しが立てられるように、あらかじめ提示を行っておく必要があります。

次に、刺激については、視覚、聴覚、情報などの刺激の多さに混乱することがあります。例えば、ざわざわしている環境やごちゃごちゃしたものの多い環境を苦手に感じる人もいます。また、一度にたくさんの情報を伝えられても、うまく理解できない場合があります。そのため、周囲は刺激量に配慮を行ったり、指示などは長い文章で伝えるのではなく、短く明瞭に伝える必要があります。

さらに、曖昧さについては、暗黙のルールや何となく決まっていることなどは、うまく理解できない場合があります。例えば「適当に終わらせておいて」というような指示は、どう終わらせればいいのか分からなくなります。また、相手が声の音量を落とした場合は、自分も声の音量を併せて落としたりしますがASDの人たちは、このような暗黙のやり取りというようなことも得意ではありません。そのため、曖昧さが生じる場面では、ある程度明確に伝える必要があります。

3. 注意欠陥多動性障がい (Attention-deficit hyperactivity disorder: ADHD)

ADHDは、注意の問題と多動の問題の二つからなります。注意の問題とは、課題への持続が低く、一つの活動に集中できず、気が散りやすい状況を指します。次に多動の問題とは、じっとしていなければならない状況で過度に落ち着きがない状態で、静かにしていなければいけない場面で、身体のどこかがいつも動いていた、場合によっては席から立ってしまったりする状況を指します。また、場合によっては過度にしゃべりすぎて騒がしいこともあったり、衝動性が高く、情緒的に不安定な状態を示す人もいます。このような注意、多動ないし衝動性の問題がその人の年齢および知能に比べて著しい場合に診断がなされます。

日常的な場面で生じる課題としては、物を無くしてしまったり、予定を忘れてしまったり、課題の期限を忘れてしまったりすることが生じます。また、読み落とし、書き落としなどから、手続きや書類の不備や、成績の不良なども生じやすいと考えられます。その他にも、優先順位がうまくつけられなかったり、整理整頓などが苦手だったりすることもあり、日常場面で困難が生じやすいと考えられます。

4. 限局性学習障がい (Specific Learning Disorder: SLD)

一般知能に大きな障がいがあるにもかかわらず、ある分野に限って、著しい困難を示す状態を指します。そのため、SLDに関しては、知的障がいを伴わないことが前提となります。また、ある分野とは、主には、字を読むこと（読字障がい）、字を書くこと（書字障がい）、計算をすること（計算障がい）、はさみ、ペン、自転車などの道具などを使用すること（発達性協調運動症）などが挙げられます。

5. 発達障がいに関する合理的配慮

・過敏性に対する配慮：

数分の遅刻、早退の許容

・情報保障：

板書等の書き写し、口頭のメモが困難な場合に、事前事後に情報を保証する

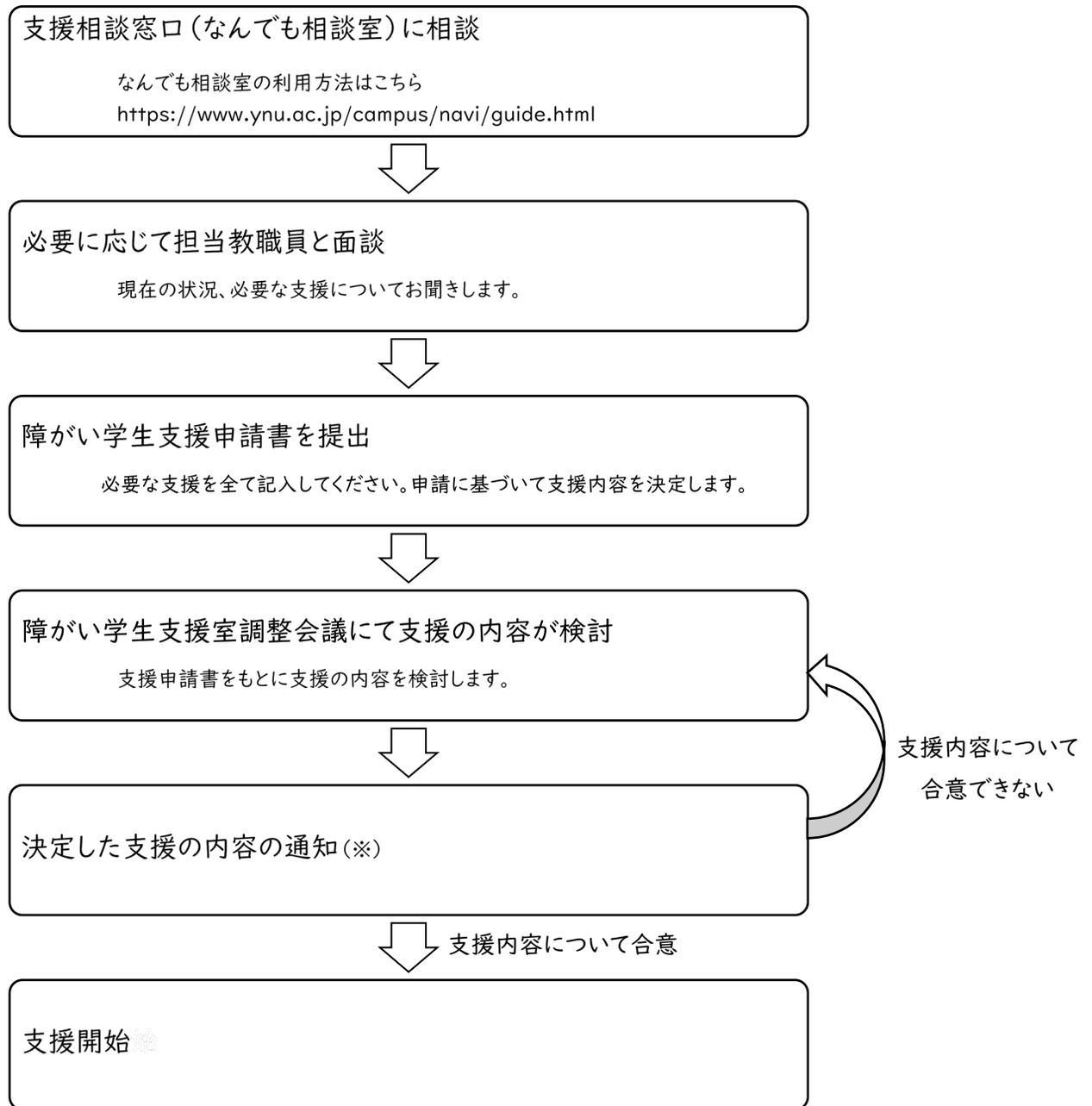
・カウンセリングの提供

・トラブルに強い組織づくり

相談を受けていると、どうしてもトラブルなどに遭遇することもあります。また、教職員の方と話していると、“トラブルになってしまったらどうしよう”という不安をお聞きすることもあります。そのため、資料として事前に組織として準備できること、また、トラブルが起こったときへの対応などについて、資料としてまとめました。

		対応	具体的には？
問題が起ころる前	①	インフォームドコンセント	できること・できないことの部署内での共有 ルールの共有・限界設定 オリエンテーション、HPなどで方針をしっかりと周知・説明する 場合によっては、承諾書を作成する
	②	アセスメント	部署の特徴、学生、教員のアセスメント
	③	普段のコミュニケーションを組織化する	継続相談などについて記録を取る 不満を早く摘む 満足をきちんと与える 聞き上手になる
	④	インシデントの蓄積	ヒヤリ・ハットの事例の共有による事故の未然防止・リスク管理（根拠のないクレームに対するの防御策）
問題が起こった後	⑤	初期対応	トラブル時の対応についての手続きをマニュアル化 （報告・連絡・相談） 放置しない ささげりや意見をさしはさまずに内容を十分に聴く 傾聴・受容できるスタッフとの複数対応
	⑥	スタッフ間の連絡を密にする	情報の共有（会議やミーティング） 他のスタッフへの批判を真に受けない 対応の一貫性の確保
	⑦	枠組みをもった継続的対応	設定可能で維持可能な定期的関わり 無理しすぎない （時間の提示など） 記録をとり続け、事実に基づいて対応する
	⑧	チームで取り組む	一人で抱え込まない（込ませない） 組織で対応する 抱えの環境を重層的に作り、共に助け合う カンファレンス（事例会議）をもつ
	⑨	共感的・成長促進的対応	痲痺を起している幼児的部分への五感的対応（態勢をかえる、場所をかえる、飲み物を飲ませるなど「指導」をしない（指導は受容してから）
	⑩	褒める	出来ていることなどは、きちんと褒める
	⑪	こびない	是々非々の母性的対応 特別扱い（行為）をなるべくしない 強迫・脅しにのらない 毅然とした父性と境界線を守ること
	⑫	他機関・他専門職との連携 第三者の必要性	それぞれの専門性を生かした協働（コラボレーション） 弁護士・福祉事務所・精神科 リーガルマインドが必要な時

支援決定までの流れ



※ ご希望の支援をすべて実施できない場合があります。その場合は大学で行うことのできる代案を提案することもあります。内容について合意できれば支援を開始します。合意できない場合は、再度、障がい学生支援室にて検討します。

・参考資料 (支援申請書 書式)

別紙3(入学決定後)

障がい学生支援申請書

令和 年 月 日

横浜国立大学長 殿

学 籍 番 号
ふ り が な
氏 名
生 年 月 日
住 所 〒

電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス
所 属 学 部 ・ 大 学 院
学 科 ・ コ ー ス ・ 専 攻 名

下記のとおり、修学等の支援について申請します。

記

1. 障がいの種類・程度

2. 修学等に際しての配慮を希望する事項(具体的に)

3. その他

※ ①支援希望については、案件により時間を要する場合やご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください
②個人情報の取り扱いについて 本申請書に記載されている個人情報及び今後知りえた個人情報について、ご希望の配慮を検討等する際に本学関係者へ情報を提供することがありますので、ご了承願います。

※添付書類 診断書(原本又は写)または障害者手帳(写)、その他参考資料